平成２７年（フ）第４３３号
神戸市北区鈴蘭台東町７丁目８番７号
債務者　田中　良一
1　決定年月日時　平成27年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４３４号
神戸市垂水区向陽１丁目２番５号小川文化
債務者　平田　正昭
1　決定年月日時　平成27年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４３６号
神戸市中央区元町通４丁目６番20―1006号、従前の住所神戸市須磨区大田町４丁目１番５―503号
債務者　青木舞美こと　孫　　共子
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４４５号
神戸市灘区浜田町２丁目１番８号、従前の住所兵庫県芦屋市陽光町６番５―1001号
債務者　秦野　　健
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４４６号
神戸市長田区菅原通３丁目204番地の６　市住御菅第一住宅201号
債務者　上野和未こと　上野　和末
1　決定年月日時　平成27年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４４８号
神戸市東灘区御影本町２丁目16番３号　御影グレイスハイツ702号
債務者　幸田　敏恵（旧姓松永）
1　決定年月日時　平成27年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４５２号
神戸市東灘区魚崎西町３丁目４番８号ケンズハイツ101号
債務者　アトリエＢＵＺＺ　ＷＯＲＫＳこと　西田　佳弘
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３２７号
兵庫県尼崎市浜田町３丁目87番地　文化住宅
債務者　逢坂　國美
1　決定年月日時　平成27年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第３３２号
兵庫県尼崎市水堂町４丁目５番26号　パシフィック南武庫之荘418号
債務者　**𠮷**松てつ子（旧姓井内）
1　決定年月日時　平成27年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第４１７号
広島市南区西霞町24番23―204号
債務者　新藤　敏子
1　決定年月日時　平成27年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２５号
福岡県みやま市高田町下楠田2000番地18　県営渡瀬住宅１棟101号
債務者　東　　和代
1　決定年月日時　平成27年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２７年（フ）第２７号
福岡県八女市馬場926番地１　花宗橋団地３棟321号
債務者　山口　泰弘
1　決定年月日時　平成27年７月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２７年（フ）第５５号
青森県八戸市南類家四丁目５番Ａ３―15号　市営住宅
債務者　松山三千吉
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２７年（フ）第６２号
青森県八戸市長根２丁目14番17号　シャトルふじ103号、前住所青森県八戸市江陽５丁目14番21号　サニーハイツへらいＣ202
債務者　大信田和男
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２７年（フ）第４８号
群馬県桐生市梅田町１丁目228番地の４
債務者　山本　重逸
1　決定年月日時　平成27年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２７年（フ）第１６８号
石川県かほく市高松フ99番地、従前の住所石川県かほく市高松ク11番地８
債務者　沖野　真奈
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
金沢地方裁判所